

津幡町長選挙選挙長告示第3号

令和8年4月5日執行の津幡町長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を、同法第76条において準用する同法第62条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

津幡町長選挙選挙長 勝 崎 隆

- くじを行う場所 河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地
津幡町役場 総務部総務課
- くじを行う日時 令和8年4月3日 午前8時40分